

# I. はじめに

## 1. 背景と目的

建築物は、基本的生活基盤としての性格を有しており、災害等に対する安全性を確保し、質の向上を図つていくことは、国民の生命、健康及び財産の保護並びに公共福祉の増進の観点から極めて重要である。

平成7年の阪神淡路大震災では、施工不良や明らかな違反が原因と見られる被害が多数発生したことから、平成10年の建築基準法改正では、建築規制の実効性を確保するための中間検査制度の導入や、確認検査体制の強化を図るための建築確認検査業務の民間開放など、確認・検査体制の充実が図られた。

合わせて、「建築物安全安心推進計画について」(平成11年4月6日付建設省住指第163号)が発出されたことを受け、大阪府内においては、「大阪府建築物安全安心実施計画」を策定し、すべての建築物の適法性が確保されるよう、工事監理、中間検査、完了検査及び違反建築物の是正が徹底されることを目標に建築基準法の実効性を高める取組を進め、検査率の大幅な向上を見たところである。

そうした中、平成17年の構造計算書偽装事件を受けて、平成18年の建築基準法改正では、建築確認・検査の厳格化等が行われ、構造計算適合性判定制度の導入や指針に基づく厳格な確認審査、検査が実施されたことにより、確認審査期間が大幅に延長、建築着工が遅延し、建築業界に大きく影響を及ぼしたため、確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化の観点から、平成22年に建築基準法施行規則及び確認審査等に関する指針の一部が改正された。

合わせて、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について(技術的助言)」(平成22年5月17日付国住指第665号)が発出されたことを受け、「大阪府建築安全安心マネジメント計画」を策定し、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ。

以降、計画については適宜改正され、直近では、令和2年からは「大阪府建築行政マネジメント計画(第2次)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、建築行政が直面する課題や制度改正に対応して、関係機関と連携しつつ、円滑かつ適確な建築行政の業務の推進に鋭意取り組んでいるところである。

第2次計画の期間中、脱炭素社会の実現に向けて「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第58号、令和6年法律第53号)が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう制度が見直しされている。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境や国の「建築行政マネジメント策定指針」(令和7年3月11日付国住指第415号)を踏まえ、第2次計画の内容を基本にしつつ必要な見直しを行い、円滑かつ適確な建築行政の業務を推進し、建築物の安全性を確保することを目的として「大阪府建築行政マネジメント計画(第3次)」(以下、「本計画」という。)を策定する。

(参考)これまでの計画策定の経緯

	国の技術的助言	府の計画 (策定主体)
平成11年 ～	建築物安全安心推進計画について	大阪府建築物安全安心実施計画(第1次)(第2次) (大阪府違反建築物等防止推進会議)
平成17年 ～		大阪府建築物安全安心計画(第3次)(第4次) (大阪府建築物安全安心推進会議)
平成22年 ～	建築行政マネジメント計画策定指針の 制定について	大阪府建築安全マネジメント計画 (大阪府建築安全マネジメント推進協議会)
平成27年 ～	建築行政マネジメント計画策定指針の 改訂について	大阪府建築行政マネジメント計画 (大阪府建築行政マネジメント推進協議会)
令和2年 ～	建築行政マネジメント計画策定指針の 改定について	大阪府建築行政マネジメント計画(第2次) (大阪府建築行政マネジメント推進協議会)

## 2. 策定主体

大阪府建築行政マネジメント推進協議会

(府内の特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築士団体等の委員で構成)

## 3. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

計画期間中であっても、建築行政をとりまく新たな課題が発生した場合など、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

## 4. 対象範囲

本計画は建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

建築基準法は、建築物等に係る最低基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としており、地震・台風・火災といった災害等に対する安全性を確保する観点より、建築物が単体として具備すべき構造、防火、避難、衛生等に関する技術的基準を、集団としての建築物の秩序を確保するための用途、密度、形態等に関する基準を定め、これらの基準の実効性を確保するための制度や所要の手続き等について規定している。

建築士法は、建築物等の最低基準を定めて規制する「建築基準法」とともに、建築物の質の向上を図るため、設計及び工事監理を行う技術者の資格を定め、業務の適正を図る法制度であり、車の両輪として機能するよう制定されている。